

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様

学校教育局生徒指導・学校安全課長

校則の見直し等に関する取組について（通知）

校則の見直しについては、令和元年（2019年）12月5日付け教生学第752号通知及び令和3年（2021年）6月11日付け教生学第225号通知により、適切な運用及び見直しなどの取組を進めていただいているところです。

一方、校則の内容や校則に基づく指導に関しては、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかとといった旨の指摘もなされています。

生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）においても示されているとおり、校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直すことが必要です。

つきましては、各学校において、次のことについて全教職員の理解を深め、校則の見直し等に関する取組を進めるようお願いします。

記

1 基本的な考え方

校則は、学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものであること。

2 校則の運用

- (1) 児童生徒が校則について主体的に話し合うことを通じて、校則に対する理解を深め、自ら守ろうとする態度を身に付けるようにすること。
- (2) 校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行うこと。
- (3) 教員が形式的に規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導になっていないか注意を払うこと。
- (4) 校則の指導が真に効果を上げるためには、年齢からは法律上可能であっても、学校で生活するに当たり必要なルールがあることなど、その内容や必要性について児童生徒・保護者の間に共通理解を図ること。
- (5) 学校説明会や学校ホームページへの掲載等により、入学時等までに児童生徒・保護者に周知しておく必要があること。その際、校則に反する行為があった場合の対応とその基準を周知すること。
- (6) 就職が内定した進路決定者が、就職する時期までに必要な運転免許を取得できるようにするなど、円滑に職業生活に入れるよう配慮すること。

### 3 校則の見直し

(1) 校則の見直しは、最終的には当該学校の校長の権限において適切に判断されるものであるが、見直しに当たっては、児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者から意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者が参加した上で決定することが望ましいこと。

また、見直しの手続き等を明らかにし、児童生徒や保護者に周知すること。

(2) 学校ホームページ等で地域住民に公表したり、学校運営協議会など地域の意見を参考にしたりするなど、定期的に校則を見直すことができる仕組みづくりに努めること。

(3) 身体的特徴（頭髪の色や性質など）や性自認などについて配慮し、児童生徒の人権を尊重した内容となるよう、見直しを行うこと。

(4) これまで規定された校則について、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直すこと。

#### <参考通知>

○令和元年（2019年）12月5日付け教生学第752号「校則の積極的な見直しについて」

○令和3年（2021年）6月11日付け教生学第225号「校則の見直し等に関する取組事例について」

（生徒指導（問題行動等）係）

教 生 学 第 8 5 6 号  
令和3年(2021年)12月20日

各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）  
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ） 様

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

校則の見直し等に関する取組について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各教育局長及び各道立学校長あて通知したことをお知らせいたします。

つきましては、各学校における指導の参考に活用願います。

（生徒指導（問題行動等）係）



教 生 学 第 8 5 6 号  
令和3年(2021年)12月20日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様

学校教育局生徒指導・学校安全課長

校則の見直し等に関する取組について（通知）

校則の見直しについては、令和元年（2019年）12月5日付け教生学第752号通知及び令和3年（2021年）6月11日付け教生学第225号通知により、適切な運用及び見直しなどの取組を進めていただいているところです。

一方、校則の内容や校則に基づく指導に関しては、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかとといった旨の指摘もなされています。

生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）においても示されているとおり、校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直すことが必要です。

つきましては、各学校において、次のことについて全教職員の理解を深め、校則の見直し等に関する取組を進めるようお願いします。

記

## 1 基本的な考え方

校則は、学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものであること。

## 2 校則の運用

- (1) 児童生徒が校則について主体的に話し合うことを通じて、校則に対する理解を深め、自ら守ろうとする態度を身に付けるようにすること。
- (2) 校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行うこと。
- (3) 教員が形式的に規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導になっていないか注意を払うこと。
- (4) 校則の指導が真に効果を上げるためには、年齢からは法律上可能であっても、学校で生活するに当たり必要なルールがあることなど、その内容や必要性について児童生徒・保護者の間に共通理解を図ること。
- (5) 学校説明会や学校ホームページへの掲載等により、入学時等までに児童生徒・保護者に周知しておく必要があること。その際、校則に反する行為があった場合の対応とその基準を周知すること。
- (6) 就職が内定した進路決定者が、就職する時期までに必要な運転免許を取得できるようにするなど、円滑に職業生活に入れるよう配慮すること。

### 3 校則の見直し

(1) 校則の見直しは、最終的には当該学校の校長の権限において適切に判断されるものであるが、見直しに当たっては、児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者から意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者が参加した上で決定することが望ましいこと。

また、見直しの手続き等を明らかにし、児童生徒や保護者に周知すること。

(2) 学校ホームページ等で地域住民に公表したり、学校運営協議会など地域の意見を参考にしたりするなど、定期的に校則を見直すことができる仕組みづくりに努めること。

(3) 身体的特徴（頭髪の色や性質など）や性自認などについて配慮し、児童生徒の人権を尊重した内容となるよう、見直しを行うこと。

(4) これまで規定された校則について、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直すこと。

#### <参考通知>

○令和元年（2019年）12月5日付け教生学第752号「校則の積極的な見直しについて」

○令和3年（2021年）6月11日付け教生学第225号「校則の見直し等に関する取組事例について」

（生徒指導（問題行動等）係）